

ご存じですか？ ひとり親家庭に関する制度

◆児童扶養手当制度

この手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18歳到達後最初の3月31日まで(一部20歳まで)の間にある児童を監護している母や、母にかわってその児童を養育している方です。

- ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が政令で定める程度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧すて児などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

なお、母または養育者が公的年金給付を受けることができるときなど、上記の条件に当てはまる場合においても、手当を受けることができない場合があります。※児童扶養

手当については、平成14年の法律改正により離婚等による生活の激変を緩和し、母子家庭の自立を促進するという目的で見直され、手当を受けてから5年以上経過した方については、平成20年4月からその一部を支給停止することとされています。

ただし、お子さんが8歳未満の場合、お母さん自身に障がいがある場合などは、一部支給停止は、適用除外となります。

対象となる方には、事前に通知が届きますので、内容を確認し、①就労中、求職中②障がい有する③現在就労できない理由がある…等の事由のある方は「一部支給停止適用除外届出書」を必ず提出してください。この届出のない方は、手当ての2分の1が支給停止となります。

8月は「児童扶養手当」の現況届、「母子・父子家庭医療費受給資格」の更新の月です。

市からの文書をご確認のうえ、必要書類を整え期限内に必ず提出をお願いします。

◆ひとり親家庭医療費助成制度

下記に該当する方(助成対象者)が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用(食事療養費等対象にならない費用があります。)の一部を助成します。

ただし、助成対象者の所得が一定額以上である場合は、助成することができません。

対象者	説明
母子家庭の母・父子家庭の父	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護している者
母子家庭・父子家庭の児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
父母のいない児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者

◆寡婦医療費助成制度

満70歳未満の寡婦(かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方)の方が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用(食事療養費等対象にならない費用があります。)の一部(助成対象費用の2分の1)を助成します。

ただし、その方の世帯に所得税の納税義務を有する世帯員がいるときは、助成することができません。

これらの制度を利用するためには、申請が必要です。

詳しくは、下記までおたずねください。

問い合わせ

国東市福祉事務所 家庭福祉係

☎ 0978-72-5164

武蔵総合支所 地域市民健康課

介護福祉係

☎ 0978-68-1112

国見総合支所 地域市民健康課

介護福祉係

☎ 0978-82-1112

安岐総合支所 地域市民健康課

介護福祉係

☎ 0978-67-1114

☎

0978-

67-

1114

☎

0978-

68-

1112

☎

0978-

82-

1112

☎

0978-

72-

5164

☎

0120-

234-

933

☎

0978-

72-

5164

☎

0978-

68-

1112

☎

0978-

82-

1112

☎

0978-

72-

5164

☎

0978-

68-

1112

☎

0978-

82-

1112

☎

0978-

72-

5164

☎

0120-

234-

933

☎

0978-

68-

1112

☎

0978-

82-

1112

☎

0978-

72-

5164

☎

0120-

234-

933

平成21年3月31日で「特別慰労品」贈呈の受付が終了します

旧軍人等で恩給等を受けていない「恩給欠格者」、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された「強制抑留者」、また終戦の日まで引き続き1年以上外地(本邦以外)で生活して戦後引き揚げてこられた「引揚者」の方に「特別慰労品」を贈呈しています。(ご遺族の方は対象とはなりません) 請求書等は、国東市福祉事務所または各総合支所地域市民健康課の窓口にあります。未請求の方は、早急に申請してください。

問い合わせ

独立行政法人

「平和祈念事業特別基金」

(請求に関するお問い合わせやご相談は無料です。)

無料電話

☎ 0120-234-933

(月)金、午前9時15分～午後5時15分 土日祝日(休)

または、左記の市役所担当係までお問い合わせください。

国東市福祉事務所 福祉対策課

総務係

☎ 0978-72-5164

国見総合支所 地域市民健康課

介護福祉係

☎ 0978-82-1112

武蔵総合支所 地域市民健康課

介護福祉係

☎ 0978-68-1112

安岐総合支所 地域市民健康課

介護福祉係

☎ 0978-67-1114

☎

0978-

67-

1114